（六）機関銃
（七）滑腔銃であって、軍用に設計したもの、自動式のもの、半自動式のもの又はポンプアクション式のもの
（八）薬きょうのない弾薬を使用するもの（一）から（七）までに掲げるものを除く。）
ロ　イに掲げるものの附属品であって、次のいずれかに該当するもの
（一）消音器
（二）特殊銃架
（三）給送弾装置
（四）照準具（電子的画像処理機能を有しない光学式のもの（その倍率が四倍以下のものに限る。）であって、軍用に設計されていないものを除く。）
（五）消炎器
ハ　イ及びロに掲げるもののために特に設計した部分品
ニ　口径二〇ミリメートル以上の滑腔銃、口径一二・七ミリメートルを超える銃砲（滑腔銃を除く。）若しくは投射装置又はこれらの附属品であって、次のいずれかに該当するもの
（一）次のいずれかに該当するもの
1　火砲
2　加農砲
3　りゅう弾砲
4　迫撃砲
5　対戦車火器
6　飛しょう体投射装置
7　軍用火炎放射器
8　小銃
9　無反動砲
10　滑腔銃
11　1から10までに掲げるもののための痕跡減少装置
（二）軍用に設計した煙幕、ガス若しくは照明弾の投射装置又は発生器（信号銃を除く。）
（三）照準具
（四）（一）に掲げるもののための銃架
ホ　ニに掲げるもののために特に設計した部分品（ニの（一）に掲げるものの部分品にあっては、液体燃料の装填用に特に設計した噴射装置、計量装置、貯蔵容器その他の部分品を含む。）
ヘ　次のいずれかに該当するもの
（一）イ及びニの（一）に掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの
1　昭和十三年より前に製造されたマスケット銃、小銃又はカービン銃
2　明治二十三年より前に製造されたマスケット銃、小銃又はカービン銃の複製品
（二）イに掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの
1　狩猟用又はスポーツ用の滑腔銃（軍用に設計したもの及び自動式のものを除く。）
2　明治二十三年より前に製造された回転式けん銃、けん銃若しくは機関銃又はこれらの複製品
3　擬製弾用に特に設計した銃砲（次号に掲げる銃砲弾を発射できないものに限る。）
4　薬きょうに入った弾薬であって、中央雷管式でないものを使用するもの（自動式のものを除く。）
（三）ロに掲げるもののうち、このへの（一）及び（二）に掲げるものの附属品
（四）ハに掲げるもののうち、このへの（一）から（三）までに掲げるものの部分品
（五）ニに掲げるもののうち、手持ち式飛しょう体発射装置であって、ロープ付き飛しょう体（高性能爆薬を装填しておらず、かつ、通信装置を有しないものに限る。）を五〇〇メートルを超えない範囲内において発射するために特に設計したもの若しくはその附属品又はこれらの部分品
（六）ホに掲げるもののうち、このへの（一）及び（五）に掲げるものの部分品
二　銃砲弾若しくは信管測合装置であって、次のイ若しくはロに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（ハに該当するものを含む。）
イ　前号及び第十六号に掲げるものの銃砲弾。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
（一）空包及び薬室に穴の開いた擬製弾
（二）実包であって、次のいずれかの目的のために特に設計したもの
1　信号用
2　鳥類の威嚇用
3　油井におけるガスの点火用
ロ　イに掲げる銃砲弾のために特に設計した信管測合装置
ハ　次のいずれかに該当するもの
（一）金属製品又はプラスチック製品（次に掲げるものを含む。）
1　雷管用発火金
2　薬きょう
3　薬きょう用リンク
4　導環
5　弾薬用の金属製部品（1から4までに掲げるものを除く。）
（二）安全解除装置
（三）信管
（四）センサー
（五）点火装置
（六）炸薬用可燃性薬きょう
（七）子弾（小型爆弾、散布型地雷及び終末誘導弾を含む。）
三　軍用に設計した爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはその附属品であって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品
イ　爆弾
ロ　魚雷
ハ　手りゅう弾
ニ　発煙爆弾
ホ　ロケット弾
ヘ　地雷
ト　ミサイル
チ　爆雷
リ　爆破薬
ヌ　爆破装置
ル　火工剤又はその点火装置
ヲ　薬きょう
ワ　焼夷弾
カ　火炎びん
ヨ　ロケット推進装置のノズル及び再突入機の先端部
タ　発破器
レ　イからヨまでに掲げるもののためのシミュレーター
四　前号（タを除く。）に掲げるもの及び簡易爆発装置の操作、制御、起動、発射、敷設、除去、妨害若しくは探知のために特に設計した装置であって軍用に設計したもの（可動式ガス液化装置であって一日当たり一、〇〇〇キログラム以上の液化ガスを生産できるもの及び磁気機雷掃海用の浮揚性電らんを含み、金属探知のみのために設計した手持ち式装置であって、地雷と他の金属とを判別することのできないものを除く。）又はそのために特に設計した部分品